

5月31日は世界禁煙デー、5月31日～6月6日は禁煙週間です

「マナー」から「ルール」へ 喫煙時の周囲への配慮は、法律で義務付けられています！

受動喫煙について定めた健康増進法では、「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」と定められています。周囲に人がいない場所での喫煙を心掛け、人通りの多い地域では特に喫煙を控えることが必要です。なお、子どもや患者などに特に配慮すべき施設(学校・児童福祉施設、公園・広場、その他市の公共施設、病院など)は禁煙となっています。

また、自宅の庭やベランダなどで喫煙する際も、隣家との距離が近い場合、敷地外への煙がトラブルの原因になりかねません。望まない受動喫煙を生じさせないように努めましょう。

健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076



喫煙による健康被害

- ・心筋梗塞や脳卒中
- ・肺がん
- ・早産
- ・乳幼児突然死症候群
- ・低出生体重児
- ・小児ぜん息

妊婦さんや赤ちゃん、子どもたちをたばこの害から守るためにも、禁煙に取り組みましょう。

禁煙外来治療費助成金交付事業

市内に住民登録のある満20歳以上の方。先着10人
【助成額】医療機関の禁煙外来治療費及び薬剤費の自己負担額のうち、2分の1を助成(上限1万円、助成対象者1人につき1回限り)。治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません



申込みフォーム

健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

今年も継続して健診を受けましょう

◆特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・清瀬市健康診査(生活保護受給者等)

今年度は受診月及び予備月が変更となります。

また、健診実施期間は11月末までです。詳しくは送付する案内をご覧ください。

清瀬市国民健康保険加入者で40歳以上の4・5・6月生まれの方、後期高齢者医療制度加入者で4・5・6月生まれの方及び生活保護受給者等で40歳以上の4・5・6月生まれの方

【受診月】6月

【受診券送付時期】対象の方には5月下旬に受診案内や受診券を送付します。詳しくは送付する案内をご覧ください

健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076 (大腸がん検診に関するお問い合わせは健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075)

※昭和26年生まれで今年度から後期高齢者医療制度加入者になる方のうち、6月生まれの方は受診券の送付が6月末、受診月は7月です。

※受診月に受診できなかった場合は11月末まで受診が可能ですが、健診期間の終わりは医療機関が混雑し予約が取れない可能性があるため、お早めにご受診ください。

令和8年度 男女共同参画週間記念講演会 落語界は男女共同参画？

落語界女性真打の草分け「古今亭菊千代」師匠の七転八倒泣き笑い。講演会であり、落語ではございません。

6月13日(土)午後2時～4時 場 アミューホール

費 無料 講 古今亭菊千代氏

申込みフォームまたは電話で男女共同参画センター

☎042-495-7002 (平日午前8時30分～午後5時)

※保育あり(先着10人)。6月3日までに要予約。



申込みフォーム



古今亭菊千代氏

消費生活相談の現場から

「〇〇が当たりました！」はフィッシング詐欺の入口！？

【事例】

先日「〇〇が当たりました！至急受け取り手続きをお願いします」という件名のメールを受け取った。何かに応募した記憶はなかったが、買い物した時にそのようなキャンペーンがあったかもしれないと思った。景品は、ある有名施設の入場券だったので、その施設が好きな友人へ贈ろうと思いメールにあったURLにアクセスすると、期間限定チケットが0円という表示と、クレジットカード番号やセキュリティコードを入力する画面が出た。何の疑いもなく手続きを進め、クレジットカード会社から送られて来た認証コードも入力した。後日クレジット明細を確認すると、覚えのない名前あてで3万円の支払いをする予定になっていた。

【アドバイス】

実在する企業のサイトを装い、クレジットカード番号やID、パスワード等を入力させて情報を盗み取るフィッシング詐欺の被害が依然として後を絶ちません。その結果金銭被害に遭うケースもあり、事例では、クレジットカードが不正利用さ



れていました。クレジットカード会社の調査で不正利用の疑いがあることがわかり引き落としはされずに済みましたが、本人しか知らないはずの認証コードが入力されていた事で、当初は不正利用とは認められませんでした。また、フィッシング詐欺の場合、金銭被害のほか、盗み取られたIDやパスワードからアカウントが乗っ取られ、知らないうちに自分がフィッシングメールを送る側になることもあります。個人情報等を入力する際は、届いたメールからではなく、正規のウェブサイトや公式アプリから入力するようにしましょう。身に覚えのない請求を受けたなど、お困りの際は消費生活センターまでご連絡ください。

消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用) ※つながらない場合は ☎042-495-6211

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ～対象となる方に国から補償金等が支給されます～

支給内容	補償金	優生手術等一時金	人工妊娠中絶一時金
対象	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫、甥、姪))	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方	旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
支給額	本人1,500万円 配偶者500万円	320万円	200万円
備考	配偶者には、事実婚を含みます。また、優生手術等を受けることを原因として離婚または事実婚を解消した場合も含みます。	補償金を受給した場合も支給されます。	優生手術等一時金を受給した場合には支給されません。

【請求方法】対象者となる可能性がある市民の方または代理人の方は、下記の相談窓口へご相談のうえ、所定の請求書等を東京都へ提出

【請求期限】令和12年1月16日まで

東京都旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

☎03-5320-4206 ☎03-5388-1401 (祝日、年末年始を除く毎月曜日～金曜日午前9時～午後5時)



詳しくはこちら

令和8年市議会第2回定例会

令和8年市議会第2回定例会は、6月8日(月)から下表のとおり開会予定です。議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日(曜日)	時間	内容
6	8(月)	午前10時～	本会議(初日)
	11(木)		本会議(代表・一般質問)
	12(金)		本会議(一般質問)
	15(月)		
	17(水)		
	18(木)		
	19(金)		
25(木)	午前10時～	本会議(最終日)	